

# 中国人移住者における在留資格「技能」所持者の実態 —— 在留資格の沿革と東海地域の中華料理人の生活戦略より ——

川村潤子

## 要旨

本稿では、「技能」の在留資格の歴史的な変遷をみることにより、中国人の料理人たちの日本への移住がどのように進められ、また他の在留資格と比べてどのような特徴があるのかを明らかにした。その結果、在留資格「技能」の歴史的な変遷からは、戦前から滞在していた料理人を追認するかのように「出入国管理令」が定められていることや、「技能」の在留資格は他の在留資格と比べ実務経験を証明することで、学歴や日本語検定がない者が取得しやすい資格となり得ていることなどが明らかとなった。実際に現在日本に入学してきている中華料理人の特徴をみると、1990年代頃に中国の農村地域から日本にきているものが大半である。さらに、在留資格「技能」所持者の中華料理人の日本への移住が進められている一方、「技能」の在留資格は彼らに制約を与えている面があることも明らかとなった。

そのため、「技能」の在留資格の特殊性や現状から「技能」の在留資格の機能的な意味を明らかにし、中華料理人の彼らがどのような生活戦略を立てているのかを、東海地域を中心とした中華料理人を対象としたヒアリング調査から捉えていく。その際に、他の在留資格の受入れ条件と比較しながら「技能」の在留資格の特徴を浮き彫りにしていく。そして、これまで明らかにされていない日本で就労する中国人移住者の特徴を明らかにすることが本稿の大きな目的である。

キーワード：在留資格「技能」、中国人移住者、中華料理店

Keywords: "Skilled Labor" status of residence, Chinese immigrant, Chinese restaurants

## 1. はじめに

出入国在留管理庁によると、2021年現在、日本に在留資格を持つ中国人の総数は716,606人<sup>1</sup>である。このうち、就労資格の所持者は約168,235人である<sup>2</sup>。さらに、就労資格所持者の上位5位をみると、「技術・人文知識・国際業務」が81,221人、「技能実習」が37,489人、「技能」が15,437人、「経営・管理」が13,748人、「高度専門職」が10,309人となっている。このうち本稿

で取り上げる中華料理人が所持する在留資格「技能」（以下：「技能」）は、3番目に多い在留資格となっており、詳細は本論に譲るが、上述した他の在留資格と比較すると主に次のような特徴がある。

第1に、「技能」の在留資格は最も歴史のある18種類の在留資格の一つとして、「出入国管理令」に制定されており、今日におけるまで料理人の受入れ条件は変化していない。

第2に、「技能」の在留資格は他の在留資格と比べ、実務経験を証明することで、学歴や日本語検定がない者が取得しやすい資格となり得ている。ただし、法務省入国管理局が公表している英語訳は「Skilled Labor」とされており、唯一「Labor」つまり、「労働者」<sup>3</sup>という訳が付けられている。そして、単純労働者にみなされる可能性が高いとし、注視されてきている存在でもある<sup>4</sup>。

第3に、「技能」の在留資格所持者は農村出身者（中国の農村戸籍所持者）が大半を占めており、地縁・血縁のネットワークに基づいて来日をしている傾向が見受けられる。

ただし、このような「技能」を所持する彼らの研究は管見の限りこれまで進められてきておらず、彼らがどのような形で日本に在留し始め、どのような人々が「技能」の在留資格を得ているのかなど、彼らの実態は明らかにされてきていない。たとえば、「高度専門職」や「技術・人文知識・国際業務」については高学歴者や技術者が国家の枠を超えて移動する現象が注目され、また、「技能実習」は単純労働者型の移動や出稼ぎとして、その労働条件や待遇を含めて問題化されている（上林 2015；西野 2020；井口等 2003 など）。その一方、「技能」は、国家資源や社会問題となりにくいいため、これまで焦点を当てられてこなかったのではないか。その理由の一つとして、「技能」は、日本社会の食を豊かにするという点では影響を与えるが、彼らが存在しなかったとしても日本社会において大きな問題が生じるわけではないかと推測される。

そのため、本稿では、まず「技能」の在留資格の歴史的な変遷を明らかにする。そして、現在「技能」を所持する中国人の日本への移住が、他の就労資格所持者と相対としてどのように進められているのかを捉える。また、日本への移住が進められている一方、「技能」の在留資格は彼らに制約を与えている面もある。たとえば、「技能」の在留資格者は来日前、自身で中華料理店を経営していた者が多く、雇用されることが目的とする資格に不満を抱えている者が少なくない。「技能」の在留資格の特殊性や現状を踏まえながら、「技能」の在留資格の機能的な意味を明らかにし、中華料理人の彼らがどのような生活戦略を立てているのか、その実態を東海地域を中心とした中華料理人を対象としたヒアリング調査から捉えていく。そして、これまで明らかにされていない日本で就労する中国人移住者の特徴を明らかにすることが本稿の大きな目的である。

## 2. 在留資格とは

### 2.1 「出入国管理令」が公布されるまでの主な沿革

日本政府が1918年（大正7年）1月に、内務省令第一号「外国人入国に関する件」を公布し

たことにより、外国人の出入国が厳しく管理されるようになった。以下、法務省入国管理局（1959）を基に、1951年（昭和26年）の「出入国管理令」が公布され、18種類の在留資格が定められるがその主な沿革をまず取り上げる。

法務省入国管理局（1959）によると、外国人は幕末の開国時、神奈川・長崎・兵庫・新潟・函館の限られた港において、居留、借地、建造物購入、住居・倉庫の造営、旅行などについて制限を受けながらもある程度の自由が認められていた。その後明治に入って、1871年（明治4年）には日清修好条約が締結され、この条約は、欧米列強との間で開港都市の商民の往来貿易を認め、互いに治外法権を認める内容であった。当時、多くの中国人が貿易商または外国人商社の使用人として入国していたとされている<sup>5</sup>。そして、1899年（明治32年）7月、届け出を警察署に出すことによって外国人は日本人と雑居できるとされた。なお、居住の自由を有しない一部の外国人も、行政官庁の許可を得れば、居住・移転・営業その他の行為など、ある程度の自由は認められていた<sup>6</sup>。

そして、1918年、内務省令第一号「外国人入国に関する件」が公布され、旅券または国籍証明書を持たないものの在留は禁じられた。現在の在留資格の基となる省令が公布されるまで、つまり、1918年までは、厳格な省令がなかったといえよう。その後、平和条約発効後の国際復帰に備え諸外国の法令を検討しながら、日本の実情にあう法令が立案されていくことになった。それが、18種類の在留資格が定められた「出入国管理令」であり、1951年10月に制定公布されることになる。なお、1952年（昭和27年）に平和条約が発効され、「出入国管理令」が法律として効力をもったとされている。

## 2.2 在留資格「技能」の主な沿革

次に、「出入国管理令」が公布されるまで、中国人は日本でどのような存在であったのかを取り上げる。

まず、鎖国時に開港していた地域において、中国人が貿易商または外国人商社の使用人として来日するものが増加傾向にあったが、その数は「在留資格外国人の中で半数以上をしめていた（法務省入国管理局1959:6）」とされている。

そして、1899年（明治32年）7月には、外国人が日本の全域に住むことがある程度可能となっていたが、「労働者（農業・漁業・鉱業・工業・土木建築・製造・運搬・挽軍・仲仕業、その他雑役に関する労働に従事するもの）だけは行政官庁の許可を得ないかぎり、右（今までの居留地雑居地以外で居住・移転・営業その他の行為：筆者追記）のべた自由があたえられないと定めていた。これによつて、労働者の入国は原則として許可されないことになり、その結果、中国人労働者の流入が阻止されたのであつた（法務省入国管理局1959:7）」とされている。中国人労働者を阻止した目的は、当時、「中国人が低賃金労働者として世界各地に進出して問題をおこしたために、アメリカ・オーストラリア・カナダなどでは中国人労働者の入国を禁止する措置をとつていた。資本主義上昇期にあるわが国が、低廉な労働力を必要とするこの時期に、この措

置をとつたことは、中国人労務移民問題を未然にふせいだものといえよう（法務省入国管理局1959：7）」としている。そして、「中国人は一般商業活動者をのぞいては労働者以外の職業分野である洋服仕立業・料理業・理髪業（はさみ・ほうちょう・かみそりなどを使うので「三刀」といつた。）・呉服行商・家事使用人等の雑業的分野に進出することになった（法務省入国管理局1959：7）」と、限定的な職に従事していたことがわかる。つまり、中国人の料理人が既に入国していたことが示されているといえよう。

このように、現在の「技能」を持つ中国人の中華料理人は、「出入国管理令」が定められる以前から、日本への滞在が見受けられた。そのため、彼らの滞在を追認するかのように、「出入国管理令」には表1の中華料理人の在留が可能な資格として挙げられている。そこでは、在留資格「技術・熟練労働」という形で中国人の料理人の在留が認められている。ただし、「三刀」と呼ばれ、それまで滞在していた洋服仕立業、理髪業の在留は認められていない。その理由として、総務省統計局（1959）では、日本国民の職業をおびやかさないようにし、生活を守るものとし、「さだめられた在留資格の社会活動の中には、一般労働者・農漁民などはみられない、大工・ペンキ工・運転手・タイピスト・理髪師<sup>7</sup>・洋裁師などの技能者もない（法務省入国管理局1959：35）」と明記されている。その結果、「三刀」のうち料理業の料理人の滞在だけが認められた。それは、文化的なものを取り入れる存在として、日本への滞在が追認されたといえよう<sup>8</sup>。

そして、「技能」は、1990年（平成2年）に「出入国管理及び難民認定法」が改正される以前は、在留資格「4-1-13（熟練労働）」とされており、改正されたときに現在の「技能」と名称を変更している。ただし、料理人に関する入国の条件、「実務経験が10年以上」であることは現在に至るまで変化はしていない<sup>9</sup>。

### 3. 「技能」の滞在者数の推移

「出入国管理令」が公布された後、在留外国人は、航空機など国際交通手段の発達の影響も受けながら、1975年（昭和50年）代までには大幅に入国者数が増えたとされている（出入国在留管理庁2013）。このような流れのなかで、「技能」の在留資格所持者の新規入国者も、年々増加傾向にある。具体的な中長期在留者数<sup>10</sup>は表2、新規入国者数の推移は表3の通りである<sup>11</sup>。

まず表2、表3より、下記の3点が大きく読み取れる。

第1に、出入国管理庁が在留外国人の調査を初めて行った1959年において<sup>12</sup>、「技能」の在留資格を所持していた外国人の在留者数は15名であり、その内の10名が中国人であった<sup>13</sup>。5年後の1964年には、「技能」の在留資格所持者は全て中国人となっており、88名へと増加している。その後、中長期在留数は年々増加し、とくに、新規入国者は1990年に大きく増加している。「出入国管理及び難民認定法」が1990年に施行されると、在留資格が18種類から28種類へと増え、門戸は広げられた<sup>14</sup>。ただし、有識者からは緩和の意見も記載されている。有識者は「技能」の在留資格に関して、①在留資格を得るための実務経験を10年以上から5年以上に緩和できな

表1 「出入国管理令」に定められた当初の在留資格の種類

<b>a. 社会活動の種類によるもの</b>	
1. 外交・公務	外交官もしくは領事官またはこれらのものの随員 (4-1-1) 日本国政府の承認した外国政府または国際機関の公務を帯びるもの (4-1-2)
2. 通過・観光	通過客 (4-1-3) (15 日) / 観光客 (4-1-4) (60 日)
3. 興業	△演劇・演芸・演奏・スポーツその他の興業者 (4-1-9) (60 日)
4. 貿易	△※貿易に従事するもの、または事業・投資活動者 (4-1-5) (3 年)
5. 文化活動 (学術・芸術・教育・宗教・報道)	△留学生 (4-1-6) (1 年) △芸術・学術上の活動をするもの (4-1-8) (1 年) △学術研究機関又は教育機関において研究の指導または教育を行なうもの (4-1-7) (3 年) △※宗教活動のために外国の宗教団体から派遣されるもの (4-1-10) (3 年) △※外国の新聞・放送・映画その他の報道機関の派遣員 (4-1-11) (3 年)
6. 技術・熟練労働	△※わが国の公私の機関の招へいする産業上の高度なまたは特種な技術・技能者 (4-1-12) (3 年) △熟練労働者 (4-1-13) (1 年)
<b>b. 身分関係によるもの</b>	
1. ※上記△印のものの配偶者および未成年の子で配偶者のないもの	(4-1-15) (扶養者と同期間)
2. 戦前からひきついでに在留する朝鮮人・台湾人を親として昭和 27 年 4 月 29 日以後わが国で生まれたもの	(4-1-16-2) (3 年)
3. 戦前から昭和 28 年 12 月 25 日までひきついでに奄美群島に在留していた朝鮮人・台湾人を親として、同月 26 日以後わが国で生まれたもの	(4-1-16-4) (3 年)
<b>c. 期間によるもの</b>	
1. 永住しようとするもの (4-1-14) (永久)	2. 上記※印のもので短期間在留しようとするもの (4-1-16-1) (180 日)
<b>d. その他</b>	
以上のほかで法務大臣がとくに在留をみとめるもの (4-1-16-3) (3 年以内で法務大臣が指定する期間)	

出典：法務省入国管理局 (1959：33-35) を参考に筆者作成

いか、②外国料理に限定されているため、労働者の技能検定試験合格者などにも資格を与えられないかという緩和を求める声が挙げられている。その一方で、この増加に対して慎重な態度も示されている。それは労働者不足を外国人で補うことへの懸念や、外国人労働者の受入れは時期尚早であり、条件整備をし、慎重に進めるべきであるとの声も挙げられている (総務庁行政監察局 1992)。「技能」に関しては懸念の声が挙げられているためか、実務経験は今日においても引き下げられることはない。

第 2 に、中長期在留者数は 2010 年頃から伸び率が小さくなっている。その理由として、「技能」の在留資格で在留している外国人の我が国での在留の長期化・定着化が進んでいることなどが、新規入国者数が高い水準で推移しない要因になっていると考えられるが、外国人登録者数は一貫して増加しており、我が国においてその熟練した技能をいかして就労する外国人は増加している (出入国在留管理庁 2009 第 1 章：15)」とされている。ただし、新規入国者も減少、また伸び率も大きく変わらず推移していることから、リーマンショックの影響や、2010 年は日本が中国の名目 GDP を下回った年でもあり、日本での就労者が減ったともいえよう。

第 3 に、中長期在留者数の総数は 2013 年に初めて減少しており、ネパール人の在留者が中国を抜いて 1 位となっている<sup>15</sup>。その後もその総数は、2013 年以降、減少もしくは横ばいとなっている<sup>16</sup>。その理由について、出入国在留管理庁は直接的な言及はしていないが、「尖閣諸島領有権主張活動家への対応」というコラムが 2013 年、2014 年の入管白書「出入国在留管理」に記事

が公開されていることから、日中関係の冷え込みや2011年に発生した東日本大震災の影響などから入国・滞在を躊躇う人が増えたともいえる。また近年は、コロナウイルス感染症の影響で日本が門戸を閉ざしていたことが新規入国者の数を減少させたり、中国に帰国することを選択する者が増加したことで、中長期滞在者数が減少したりと、入国や滞在に大きく影響していることも読み取れる。

これらのことから、「技能」所持者の移動は日中の政治的、経済的な外部要因の影響を受けているようにみられる<sup>17</sup>。また、彼らの移動は地縁・血縁のネットワーク<sup>18</sup>を基に来日しているケースが多いため、「技能」所持者が帰国すると、それにともない何十人もが帰国するケースが多くなっていることが筆者の調査からも明らかになっている。

表2 「技能」の在留資格による中長期在留者数の推移 単位(人)

西暦	1959	1964	1969	1974	1984	1986	1988	1990	1992	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
総数	15	88	313	660	1,366	1,502	1,723	2,972	5,352	6,790	7,357	8,767	9,608	10,048	10,459	11,349	11,927	12,522	12,583
中国	10	88	298	537	1,083	1,143	1,225	1,838	3,142	3,654	3,850	4,636	5,086	5,263	5,495	6,033	6,333	6,756	6,895

  

西暦	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
総数	13,373	15,112	17,869	21,261	25,863	29,030	30,142	31,751	33,863	33,425	33,374	37,202	39,756	39,177	39,915	41,692	40,491	38,240
中国	7,303	8,214	9,807	11,766	14,142	15,595	16,350	17,657	19,023	18,139	17,240	16,174	15,606	15,537	15,922	16,763	16,469	15,437

出典：『在留外国人統計』各年版より筆者作成

表3 「技能」の在留資格による新規入国者数の推移 単位(人)

年号	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
総数	327	309	336	475	484	560	408	511	498	552	465	480	468	1,510	2,381	2,441	1,768	2,071	2,210	3,336	2,833	3,024	3,375
中国	6	-	9	26	16	56	18	104	165	124	62	111	102	399	914	1,168	756	752	777	1,306	945	785	758
台湾	176	159	180	226	261	257	203	197	146	210	166	113	94	152	182	112	79	81	68	38	43	40	57
香港	104	105	99	139	140	144	97	105	61	98	90	104	88	248	180	150	106	83	81	95	73	52	43
中国(その他)	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

  

年号	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
総数	3,529	2,118	1,792	1,592	2,211	3,059	4,239	5,315	6,799	5,384	3,588	4,178	4,910	2,030	2,360	6,421	6,404	3,692	3,551	4,355	1,729	388
中国	1,069	806	944	835	1,130	1,582	2,325	2,903	3,270	2,495	1,924	2,527	2,920	427	311	312	491	770	1,099	1,641	555	147
台湾	45	22	53	26	24	20	26	21	17	11	13	10	12	5	11	13	27	17	22	37	7	0
香港	50	27	25	24	24	27	26	29	29	12	7	8	5	10	14	4	6	5	9	11	6	0
中国(その他)	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-

出典：『在留外国人統計』各年版より筆者作成

#### 4. 東海地域を中心とした「技能」の実態

東海地域の中華料理店を中心<sup>19</sup>に筆者は、2021年9月から現在(2023年7月末)に至るまで継続的にヒアリング調査を行っている。ヒアリング調査は、アイドルタイム時に2時間から4時間程、日本語と中国語を用いて行った。調査対象店舗は、東海地域の72店舗である。調査対象者は主に、中華料理店店主、中華料理店店主配偶者、中華料理店店主の子弟、中華料理店従業員を対象とした。それに加え、中華料理店に関係する、組合の会長、「中国帰国者」にもヒアリング調査を行った。

彼らの来日から現在の店に就労もしくは起業するまでの過程など、彼らのライフストーリーを中心に聞き取りを行った。なお、ヒアリング調査対象者には研究への参加への同意を得ている。ただし、個人情報を保護するため仮名を用いて取り上げる。

表4は、「技能」で来日した主な調査店の来日の時期、年齢、きっかけや現在の在留資格などを示している。表4などから彼らの特徴を明らかにし、「技能」の在留資格がどのような中国人を呼び寄せ、定住させているのかをみていく。そして、「技能」の在留資格が整えられた歴史の変遷に加え、「技能」の在留資格が、中国人が来日するために如何なる働きをしているのかを明らかにしていく。

表4 主な調査対象店

店主	店主来日	店主年齢 (2023年時点)	きっかけ	日本語	故郷	開店した年	在留資格 (来日時)	永住権
Aさん	1989年	60代	地縁・血縁	○	江蘇省揚州市	1999年	熟練労働	○
Bさん	1991年	60代	地縁・血縁	×	上海市	2005年	技能	○
Cさん	1994年	40代	残留孤児の遺族	○	天津市	2008年	定住者	○
Dさん	1997年	60代	斡旋会社	×	遼寧省撫順市	2008年	技能	○
Eさん	1997年	50代	地縁・血縁	○	黒龍江省	2003年	留学	○
Fさん	1997年	60代	残留孤児の遺族	○	天津市	2020年	定住者	○
Gさん	1999年	60代	地縁・血縁	×	上海市	2007年	技能	○
Hさん	2000年	50代	地縁・血縁	×	安徽省宿州市	2006年	技能	○
Iさん	2000年	40代	国際結婚	○	黒龍江省哈爾濱市	2016年	配偶者	○
Jさん	2001年	50代	地縁・血縁	○	台湾雲林 (夫) (江蘇省呉中区 (妻))	2009年	技能	○
Kさん	2002年	50代	地縁・血縁	×	遼寧省阜新市	2008年	技能	○
Lさん	2003年	40代	地縁・血縁	○	山東省威海市	2011年	技能	×
Mさん	2003年	40代	斡旋会社	○	遼寧省瀋陽市	2015年	技能	○
Nさん	2004年	40代	地縁・血縁	×	山東省威海市	2014年	技能	○
Oさん	2005年	50代	地縁・血縁	×	安徽省安慶市	2013年	技能	×
Pさん	2006年	50代	地縁・血縁	×	四川省成都市	2017年	技能	○
Qさん	2007年	40代	地縁・血縁	×	安徽省合肥市	2016年	技能	×
Rさん	2007年	50代	地縁・血縁	×	天津市	-	技能	○
Sさん	2007年	40代	地縁・血縁	×	黒龍江省木蘭市	2010年	技能	×
Tさん	2008年	20代	地縁・血縁	○	遼寧省阜新市	2009年 (父と交代)	家族滞在	○
Uさん	2008年	50代	地縁・血縁	×	黒龍江省齊哈爾市	2013年	技能	×
Vさん	2008年	40代	地縁・血縁	×	大連市	2022年	技能	×
Wさん	2009年	50代	地縁・血縁	×	安徽省安慶市	2016年	技能	×
Xさん	2010年	40代	地縁・血縁	×	遼寧省大連市	2020年	技能	○
Yさん	2010年	40代	地縁・血縁	×	遼寧省營口市	2022年	技能	×
Zさん	2011年	40代	地縁・血縁	×	黒龍江省哈爾濱市	2020年	技能	×
AAさん	2012年	40代	地縁・血縁	×	江蘇省揚州市	2015年	技能	×

出典：筆者によるヒアリング調査を基に作成

#### 4.1 「技能」の在留資格所持者の主な特徴

表4は、主なヒアリング調査対象者を挙げているが、その特徴として次のような点が指摘できる。

第1に、彼らの多くは1990年代以降に、地縁・血縁のネットワークを基に来日している。詳細は川村(2023)に示しているが、来日の経緯は、主に4つのパターンに分類することができる。①地縁・血縁のつながりで来日している人である。例えば、技能実習生、留学、中華料理店を経営しているなどと、地縁・血縁者を頼って来日しているというパターンであり最も多くを占めている。それ以外のパターンは、②斡旋会社を利用して、③結婚を機に、④「中国帰国者(残留孤児)」の遺族で来日したパターンがある。ただし、彼らの中国の出身地をみると、遼寧省や黒龍江省など中国の東北地方の人が多くなっているものの、上海市や山東省、安徽省、江蘇省、四川省などさまざまな地域から来日していることが分かる。なお、大半は農村地域出身者(農村

戸籍)が大半を占めている。

第2に、「技能」の在留資格の入国の条件は実務経験が10年以上必要であるため、彼らはおおよそ30代に来日している人が多い。また、農村地域出身の人が多く、10代後半など比較的早い時期に結婚しているが、「技能」の在留資格所持者が来日した後、配偶者やその子弟を日本に呼び寄せているケースが多く見受けられた。

第3に、彼らの滞在期間をみると、約20年前後が大半を占めている。ただし、接客時の対応に困らない程度の日本語を話すことはできるが、意思疎通ができるレベルには達していない。その理由として、日本人との関係が築けていないという点、地縁・血縁のネットワークのなかで生活しているため、言語能力を高める必要がないためであると推測できる。また、彼らの多くは小学校や中学校卒業の人が大半であり、なかには中国語を読むことができない人もいた。学習経験が乏しいことも影響していると考えられよう。

このような「技能」の在留資格所持者の特徴が見受けられるが、他の在留資格所持者と比較してみると、比較的取得しやすい在留資格となり得ている。

たとえば、在留資格「技術・人文知識・国際業務」は、大学や専修学校などを卒業しているかなど、学歴や実務経験年数が定められており、「ソフトウェアエンジニアとしてコンピューター関連サービスに従事するもの」、「研究所において情報セキュリティプロジェクトに関する開発業務に従事するもの」、「語学教師としての業務に従事するもの」などが典型的な事例として挙げられている。また、出入国在留管理庁(2022年版:入管白書)によると、在留資格「留学」から就職を目的とする在留資格変更許可の状況をみると最も多くの留学生在が在留資格「技術・人文知識・国際業務」に変更をしている。2021年は、在留資格「留学」であった28,974人の内、24,861人(85.8%)が在留資格「技術・人文知識・国際業務」に変更している。つまり、学歴をつけた留学生在が多く取得している在留資格であるといえよう。また、在留資格「経営・管理」は資本金500万円以上の会社を設立すること、もしくは、500万円を事業に投資したということを証明、日本に居住する2人以上の常勤の職員が従事して営まれていることが求められる。そのため、日本で生計を立てていくことに自信が持てない限り、なかなか不慣れな外国で投資をし、この資格を取得しようとするのはハードルが高いといえよう<sup>20</sup>。そして、在留資格「高度専門職」はポイント制が導入されており、若年者で高学歴な者が取得しやすいものとなっている。また、在留資格「技能実習」は近年日本での劣悪な労働環境が取り上げられたりしていることもあり、積極的にこの在留資格を取得する者は多くない。なお、本稿では取り上げないが、ヒアリング調査をした人のなかには在留資格「技能実習」で日本に入国をしたが、「技能」の在留資格があることを後に知り、在留資格を切り替えて再入国をしている者も少なくない。このような状況から、在留資格「技能」を知らなかった農村出身者が在留資格「技能実習」を取得して入国している状況も見受けられている<sup>21</sup>。

上記のことからも、在留資格「技能」は他の在留資格と比較すると、日本に就労する際に実務経験を証明することができれば取得しやすい資格となり得ているといえよう。



ただし、彼らは「技能」の在留資格で不満を抱えている者が少なくない。そのため、次に、どのように彼らが抱える不満に対処しているのかを取り上げ、彼らの生活戦略をみていく。

#### 4.2 「技能」の在留資格所持者が抱える不満と生活戦略

「技能」の在留資格は、あくまでも雇用されることが目的とされている在留資格であるため、自身の店を持つことができない。ただし、彼らの多くは中国において自身の店を構えていたケースが多く、雇用されることに不満を感じている人は少なくない。永住権や在留資格「経営・管理」を取得することによって、融資を受けることができるようになるため、これらを取得し、自身の店を持つことを希望している人が多い。しかし、現状は、年金の支払いが滞っていたり、スピード違反などの交通違反で罰則を受けていたりとするのが大きな原因となっていると考えられるが、永住権の取得が叶わない人が多く存在している。また、在留資格「経営・管理」を取得するのは不慣れな外国で投資をし、この資格を取得しようとするのにはハードルが高い。このようなことから、自身の店を持ちたいと考えている人は多いが、その希望は叶えられていない状況がうかがえる。

ただし、「技能」の在留資格所持者たちのなかには、「技能」の在留資格のまま、自身の店を実質経営している者も見受けられる。その手段としては、主に「中国帰国者」<sup>22</sup>や永住権を取得した者に共同経営者もしくは保証人となってもらい、実質経営者として店の経営を行っている。

また、表4に記している人たちは、10年以上の実務経験を持ち合わせ、正規のルートで入国してきた人たちであるが、「技能」の在留資格は日本に入国、就労するために利用される可能性があり、単純労働者を受け入れかねない可能性を否定できない。その主な理由として、次の二点を挙げることができる。

第1に、例えば、パイロットは、「250時間以上の飛行経歴を証明する所属機関の文書」、スポーツ指導者は、「スポーツの指導に係る実務に従事していたことを証明する文書」や、「選手としてオリンピック大会、世界選手権大会その他国際的な競技会に出場したことを証明する文書」、ソムリエは、「在職証明書でぶどう酒の品質の鑑定、評価及び保持並びにぶどう酒の提供についての実務経験を証明する文書」や、国際ソムリエコンクールでの成績や、国の代表になったことを証明するものなど、技能を客観的に証明するものが求められている。一方、料理人の場合は、「所属していた機関からの在職証明書等で、申請に係る技能を要する業務に従事した期間を証明する文書」や「公的機関が発行する証明書がある場合は、当該証明書の写し」と規定されているに過ぎない。そのため、料理人に関して入国についての厳密な審査がなく、実務経験がない人に利用される余地が残る。

第2に、必ずしもすべての中華料理店に当てはまるものではないが、本稿で取り上げるような市中に点在する中華料理店の傾向としては、メニューの均一化が進み、レトルト食品が利用されるなかで、高度な技術が求められているわけではない。つまり、中華料理人を雇う側も熟練度を必要としているわけではない。さらに、中華料理人の熟練度が測りにくい、あるいは熟練度を必

要としていないという理由から、「技能」の在留資格は、日本で就労するための資格として利用され、中華料理店を隠れ蓑として他産業への単純労働者の供給源にもなり得るものになっている。

## 5. おわりに

本稿において、「技能」を所持する中国人がどのような歴史的経緯で日本に在留し始め、現在どのような中国人が入国をし、どのような生活戦略をしているのかを明らかにしたが、次のようにまとめることができる。

第1に、「技能」の在留資格者、なかでも中華料理人は開国以前から日本では受け入れ、その歴史は長い。そして、「出入国管理令」が公布され、「三刀」のうち料理人だけが追認されたときや、1990年の改正の際にもその資格は残され続けている。ただし、単純労働者ともなり得る存在として注視されていることも明らかになった。なお、近年中国の経済成長は著しく、中国からの入国者は頭打ちしており、今後増える見込みも期待できないといえる。

第2に、彼らは中華料理人という料理人としての熟練度によって資格が与えられている。ただし、調査対象者の大半は来日時、日本語はほとんどできていないばかりか、滞在期間が長期化しても上達しているわけではない。学歴は、総じて中学校卒業レベルが多くを占めている。もちろん、日本語ができないことや、学歴がないことが彼らの能力を因る術とはなり得ない。しかし、日本企業が進んで彼らを採用するとは考えにくいから、「技術・人文知識・国際業務」を取得することは難しいであろう。また、その他の、「経営・管理」や「技能実習」での資格で入国するという途も排除できないが、「経営・管理」は、外国に新規入国をする際に取得する資格としてはハードルが高いものである。また、「技能実習」は待遇の悪さなどが問題となっているため、進んで技能実習生とはなり得ないであろう。そのため、日本において言語の習得ができておらず、学歴がない中国人が、ある一定程度の賃金を得ることができるのが「技能」の在留資格であるといえよう<sup>23</sup>。

第3に、「技能」の在留資格の「10年以上の実務経験」という受け入れの条件は、厳密な審査がなされているとはいえ、日本に入国するために利用される余地があるものとなっている。そして、多様な中国人の受け皿として機能している可能性を否定し得ない。それにも関わらず、「技能」の在留資格の受け入れ条件がこれまで一度も変更されていない理由については、今後明らかにしていきたい<sup>24</sup>。

以上、3点が本稿において主に明らかとなったが、「技能」の在留資格はまだまだ明らかとなっていないことが少なくない。そのため、本稿ではほとんど触れられなかった、「中国帰国者」と中華料理店との関わりや「技能」の在留資格所持者が抱えている不満や問題、彼らの在留の動向が与える日本への影響、子弟への影響などの問題は山積みしている。また、日本以外にも他国で中華料理人として移住している者たちとの違いを、他国の料理人の受け入れの条件などをみること

によって、日本への移住の特徴をさらに浮き彫りにしていきたい。そして、これまで日本に在留する中国人の捉えられてこなかった労働者の実態を明らかにしていく。

注

- 1 出入国在留管理庁（2022 資料編：197）。
- 2 本来であれば、就労者全体の数値を示すべきであるが、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、資格外活動許可を所持している者などを除いている。
- 3 旺文社、1980、『シニア英和辞典』。
- 4 「技能」は、「出入国管理及び難民認定法」が改正される以前では、在留資格「4-1-13（熟練労働）」との名称で、「熟練労働に従事する者（例えば、中華料理やフランス料理のシェフや洋菓子工など。なお、一般に単純労働者の入国は認められていない）（法務省入国管理局 1986 年：XI）」と定められていた。ただし、在留資格の種類が 18 種類あるなかでも唯一、「単純労働者の入国は認められていない」との注意書きが明記されていた。
- 5 岩間是中国料理がどのように世界中に広がり、食文化を変えたのかを明らかにするなど、中国料理の形成過程の歴史を追っている。そのなかで岩間は、鎖国政策下においても長崎貿易はオランダ・中国との間で続けられており、その貿易港であった長崎で育まれた国際色豊かな郷土料理「卓袱（卓子）料理」があったとしており、明治初期の中国料理も、この影響を大きく受けているとしている（岩間 2021）。そのため、中国人との交流のなかで、中国料理が日本のなかに普及していたことがわかる。
- 6 内務省令第三十二号「宿泊届その他の件」が公布施行された。
- 7 総務庁行政監察局（1992）によると、理髪師として日本に在留するハードルは大変高かったことが示されている。理容師法または美容師法に基づき試験に合格するか、もしくは理容美容専門学校を卒業した後に実地習練が必要とされていた。ただし、「入管法上では、理容又は美容専門学校に入学することは認められているが、理容所、美容所において就労することは認められていないため、留学生は 1 年以上の実地習練という受験資格を取得する途がなく、理容師及び美容師の免許を取得できないまま帰国せざるを得ない（総務庁行政監察局 1992:43）」との状況が示されており、門戸を閉ざしていたことがわかる。
- 8 1988 年に閣議決定された「第六次雇用対策基本計画」においても、外国人ならではの能力を有する者については可能な限り受け入れるとされている。
- 9 料理人の入国の条件の変化はないが、料理人以外の「技能」の在留資格に関する変更はある。例えば、2004 年のソムリエの受入れ条件をみると、元々は実務経験が 10 年以上であったが、5 年以上と引き下げられていたり、2006 年には航空機の操縦者に関わる就労制限が緩和されていたりする（法務省 2004, 2006）。
- 10 2012 年版の入管白書「出入国在留管理」までは「国籍（出身地）別外国人登録者数」と明記されていたが、2013 年版からこのような明記と変えられている。
- 11 表 3 の中国以外の、台湾、香港、その他の推移との関連は今後明らかにしていきたい。
- 12 『在留外国人統計』は 1960 年版（調査は 1959 年）を第 1 回とし、5 年ごとに発刊されてきた。1975 年版発刊後、調査は中断をされているが、1984 年に調査が再開され、1987 年版、1989 年版が発刊された後は毎年発刊されている。
- 13 中国人以外は、朝鮮人が 1 名、アメリカ人 2 名、その他 2 名となっており、朝鮮人と中国人は旅券がなく、アメリカ人とその他の者は旅券所持者であったことが示されている（法務省 1560）。
- 14 中国国内においても農民工の移動は激しくなっているため、中国国内での移動の活発化も影響しているのではないかと。
- 15 出入国管理在留管理庁の入管白書「出入国管理」より、2014 年は、在留者の総数は多い順に、ネパール、インドに続いて中国となっている。2015 年のネパール人の総数は、2014 年の 3 倍程に在留者数

が増加している。ただし、2017年に急激に減少し始めているネパール人であるが、2018年の入管白書「出入国在留管理」において「偽装滞在者の在留資格取消事例」というコラムが掲載されており、インド人やネパール人の料理人が違法に入国してきていた事案が取り上げられている。そのため、新規入国者のなかには、身分を偽ったりする者の割合も増えてきたのではないかと推測され、インドやネパールからの入国が厳しくなったと考えられる。門戸を閉ざされた時期は中国人にもあると考えられるため、今後このような動向も注視していきたい。

- 16 2019年9月22日に施行された「国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業」により、クールジャパン・インバウンド対応等に係る専門性を有する外国人材の受入れニーズに機動的に対応するとしている。なお、「現行の上陸許可基準において求められる学歴や実務経験と同等の知識・技能等の水準について、内外の資格・試験や受賞歴等によって代替することができる（出入国在留管理庁2019第3章：76）」とし、在留資格「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」による入国を緩和している。2018年、2019年と「技能」の入国者は増加したが、この影響があるかは明らかにできていないため、今後の課題としたい。
- 17 実際に、近年のコロナウイルス感染症の影響で経済的な打撃を受けたとき、店をたたんだり、売ったりする動きというのは早いものであった。このような店の売買や移動の動向、またその影響に関する考察は、紙幅に限りがあるため別稿に譲る。
- 18 地縁・血縁のネットワークで移動をする中国人に関する研究は多く蓄積されている（田嶋2011；陸2016など）
- 19 東海地域の位置づけは川村（2023）参照。
- 20 2020年に「経営・管理」の入国基準が見直されている。元々、在留資格に係る要件は入国時に条件を満たしていることが求められていた。それが上陸後6ヶ月が経過するまでに条件を満たせば良いとなり、事実上の緩和といえる（「出入国在留管理」2020年版）。しかし、それでもハードルは高いといえよう。
- 21 在留資格「技能」と「技能実習生」の関係性については別稿に譲る。
- 22 「中国帰国者」は日本に帰国した当初、中華料理人として働いた経験者も多く、中華料理店との関りは小さくない。「中国帰国者」と中華料理店の関りも別稿に譲る。
- 23 法務省入国管理局監修（1990）には、「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けると（法務省入国管理局監修1990：30）」と記されている。なお、筆者のヒアリング調査においても、雇われている時の給料は、夫婦で住居が提供され月55万円程度もらっていたりしていることが明らかとなっている。
- 24 筆者は「中国帰国者」が日本帰国時に中華料理店を経営する者が多かったことや、現在でも中華料理店の経営に大きく関係していることも影響しているのではないかと考えている。

#### 参考文献

- 井口泰，曙光，2003，「高度人材の国際移動の決定要因—日中間の留学生移動を中心に—」『経済学論研』57巻3号，101-121。
- 岩間一弘，2021，『中国料理の世界史—美食のナショナリズムをこえて』慶応義塾大学出版会。
- 川村潤子，2023，「中国人移住者の中間層に関する研究—東海地域の中華料理店店主を中心に—」『名古屋大学人文学フォーラム』第6号。
- 上林千恵子，2015，『外国人労働者受け入れと日本社会—技能実習制度の展開とジレンマ』東京大学出版会。
- 総務庁行政監察局編，1992，『国際化時代 外国人をめぐる行政の現状と課題 総務庁行政監察局の実態調査結果』大蔵省印刷局。
- 田嶋淳子，2011，「中国系移住者とチャイナタウンをめぐる一考察：吳景超『唐人街』（1928）から考える」『社会志林』57巻4号，143-158。
- 西野真由，2020，「海を渡った農民工—中国からの技能実習生派遣システムを中心に—」『中国21』東方書

店, 171-190.

法務省入国管理局『在留外国人統計』各年版.

法務省入国管理局, 1959, 『出入国管理とその実態』.

法務省入国管理局監修, 財団法人入管協会編, 1990, 『ひと目でわかる 外国人の入国・在留案内—外国人の在留資格一覧』日本加除出版株式会社.

陸麗君, 2016, 「華人・華僑の移住と同郷的なネットワーク：関西の福清籍華人・華僑を中心に」『評論・社会科学』119号, 63-79.

**【参考・引用ホームページ】**

出入国在留管理庁 入管白書「出入国管理」各年版 (2023年12月15日アクセス).

**謝辞**

本研究は、日本科学協会の笹川科学研究助成による助成を受けたものです。